

重要 最終年度における幼保特例制度履修にあたっての注意

■ 2025年3月末日をもって、幼保特例制度が終了します

幼保特例制度は「認定こども園法」に基づく制度ですが、2025年3月末日をもって施行期限を迎えます。特に最終年度（2024年度）での受講にあたりましては下記が主な注意点となりますので、十分にご確認のうえ、お間違いのないようにご登録くださいますよう、お願いいたします。

- ① 資格や免許の申請期限も、2025年3月末日となる場合があります
- ② 2025年4月以降は、特例制度に関する科目は開講されません
- ③ 幼保連携型認定こども園で勤務する場合、2025年4月以降は幼稚園・保育士両方の資格・免許が必要です

① 資格や免許の申請期限も 2025年3月末日となる場合があります

本学で必要単位を修得した後は、各個人で授与権者に対して資格や免許の申請を行います。ただし、資格や免許の種類によって申請方法や申請期限が異なりますので、下表をご確認のうえ確実に手続きください。

申請する資格・免許	幼稚園教諭	保育士
申請方法	各都道府県教育委員会に個人申請	全国保育士養成協議会へ、保育士試験受験の体で個人申請
申請期限	原則 2025年3月31日まで (ただし、都道府県により異なる)	令和7年度の保育士試験まで
注意点	法令上の期限は上記のとおりですが、都道府県教育委員会によっては発行にかかる日数を考慮して、上記よりも早く申請期限が設けられる可能性があります。 ・2024年度秋学期に科目を履修する方 ・2025年3月31日に実務経験を満たす方 これらに該当する場合は、 <u>都道府県教育委員会にあらかじめご相談のうえ</u> で本学へご登録ください。	申請期限は令和7年度の保育士試験までです。ただし幼保連携型認定こども園にて保育教諭として勤務する場合、2025年4月以降は保育士・幼稚園両方の資格・免許が必要なことから、2024年度後期（10月）の保育士試験の受験申請までに必要単位を修得している必要があります。

なお、資格・免許申請に必要な、本学の証明書類は学期末にご自宅へ一斉発送します。発行日の目安は次のとおりですので、特に2024年度秋学期に幼稚園教諭取得を目指す受講者につきましては、下記についてもお含みおきのうえで都道府県教育委員会に受講前のご相談を行ってください。

(受講後の証明書類発行日目安)

- ・2024年度春学期受講者：(幼稚園) 2024年9月上旬ごろ (保育士) 2024年9月下旬ごろ
- ・2024年度秋学期受講者：(幼稚園) 2025年3月上旬ごろ (保育士) 2025年3月下旬ごろ

② 2025年4月以降は、特例制度に関する科目は開講されません

特例制度に関する法律自体が2024年度いっぱい終了となりますので、2025年度以降は日本全国において、この制度に関する科目が開講されません。したがって、本制度を利用して資格や免許を取得しようとする場合は、遅くとも2024年度秋学期までに必要科目を単位修得し終える必要があります。

なお、本学開講科目に関しては、不合格や試験受験忘れ等による救済措置は行いませんので、特に最終の2024年度秋学期に科目を履修する場合は、十分にご理解のうえをお願いいたします。

③ 幼保連携型認定こども園で勤務する場合、2025年4月以降は幼稚園・保育士両方の資格・免許が必要です

2024年度までは経過措置により、保育士・幼稚園いずれかの資格・免許があれば幼保連携型認定こども園の保育教諭として勤務することが可能でした。しかしながら2025年4月1日以降に保育教諭として勤務する場合は、保育士・幼稚園両方の資格・免許を持っている必要があります。しかしながら、本学の科目を2024年度秋学期に単位修得した場合、保育士試験の受験申請期間の兼ね合いから、4月1日までに保育士資格を取得することができません。したがって該当する方は**必ず、2024年度春学期までに必要科目を修得**のうえ、10月に保育士試験の受験申請をしてください。

■まとめ

・特例制度にかかる学習は、特別な事情がない限り、2024年度春学期までに終了することを強くお勧めします。

2024年度秋の最終学期での受講となりますと、万が一不合格となってしまった場合はその後の受講チャンスがありませんので、資格・免許の取得ができなくなってしまいます。また、資格や免許を個人で発行申請するにあたって申請期限等の注意が必要です。余裕をもってご対応いただくためにも極力、2024年度春学期までに受講を終えられるようにしてください。

・幼稚園免許状の申請にあたって、2024年度秋学期に本学科目を受講する場合や2025年3月末日に必要な実務経験を満たす場合、事前に都道府県教育委員会に免許状の申請方法や申請期限を十分にご確認のうえお申し込みください。

期限等の未確認による申請漏れがあった場合、本学ではお力添えができません。また2025年4月1日以降は、特例措置の法的根拠がなくなることにより、各都道府県教育委員会でもこの制度を利用した幼稚園教諭免許状を発行することができなくなります。この点を十分にご理解のうえでご対応いただくこととなりますのであらかじめご了承のほど、よろしくをお願いいたします。